

特別償却不適用理由書

令和 年 月 日

三 次 市 長 様

事業主住所

事業主名

固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第12条又は第45条の規定に基づく特別償却の適用については、次のとおり規定には該当してはいますが、2の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。

1 該当する規定

- ① 租税特別措置法第12条（第45条）第1項の表の第1号イ
- ② 租税特別措置法第12条第3項（第45条第2項）の表の第1号
- ③ 租税特別措置法第12条第3項（第45条第2項）の表の第2号
- ④ 所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第38条第1項又は第67条第4項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第12条（第45条）第1項の表の第1号
- ⑤ その他（ ）

2 特別償却を行わなかった理由

()

(注) 1については、該当する規定の番号を○印で囲むこと。